

2011年11月訂正版

FARMCAMPUS

会員規約

株式会社ファームキャンパス

第1章 総則

第1条(名称・所在地)

クラブの名称はファームキャンパス長生村(以下、クラブという)と称します。

所在地は千葉県長生郡長生村一松丁174に置く。

第2条(運営)

クラブの運営・管理は株式会社ファームキャンパス(以下、法人という)があたります。

第3条(目的)

クラブの目的は、会員制農園(以下、ファームという)の運営を主軸に、自然とのふれあいを
つうじて健康的なライフスタイルを提案し、会員相互の親睦を図るとともに地域社会における
明るいコミュニティーづくりに寄与することとします。

第4条(クラブ施設)

クラブは会員のための施設として、ファームとクラブハウスを提供いたします。

第2章 会員

第5条(会員)

クラブの会員(以下、会員という)は、本規約・細則及び、クラブが定める事項を遵守するこ
ととします。

第6条(会員資格)

- 1.クラブの目的や趣旨を理解し賛同できる人
- 2.農園の景観を保全助長できる人
- 3.農園の管理運営に関する規則などを遵守できる人

第7条(会員種別・会費)

会員の種類は下記の3種類とします。

〈マイファーム会員〉

- ・専用区画10坪
- ・入会金1万円、年間会費12万円(月額1万円)※別途消費税
- ・1口あたり5名まで(未成年者は無料)の記名式とし、免許証などの身分証明書の写しを提出していただきます。
- ・法人入会は、2口以上の契約とし、入会時に法人登記簿謄本及び代表者の身分証明書の写しを提出していただきます。
- ・会費には、農地賃借料、種・苗・堆肥代、メンテナンス費、耕作指導料、クラブハウス使用料等が含まれます。
- ・会員区画から収穫される作物はすべて会員に帰属します。

第3章 入退会

第8条(入会金・クラブ会費)

会員は、法人が定めるクラブ会費(以下会費という)を前もって支払うものとします。納入された入会金及び会費は理由の如何にかかわらず返還しないものとします。

第9条(入会手続)

入会にあたっては、入会金・年会費をお支払いの上、所定の入会申込書をクラブへご提出ください。

第10条(お支払い方法)

入会金・会費は申込時の一括払い又は分割払い(別途手数料あり)とし、下記口座へお振り込みください。

《千葉銀行：一宮支店、普通口座、3298222、口座名義：株式会社ファームキャンパス》

第11条(会員の資格期限)

会員の資格期限は会費の振り込み日から1年間となります。

第12条(退会)

クラブを退会される場合(更新されない場合)は、必ず「期間満了日2ヶ月前」までに所定の退会届書を提出してください。

第13条(会員資格の一時停止・除名)

会員が次の各号のいずれかに該当する場合、法人は会員資格の一時停止・除名を行うことができるものとします。

1. クラブの名誉を傷つけた場合やクラブの秩序を乱した場合
2. 会員規約およびその他定められた事項に違反した場合
3. クラブの施設、設備などを故意に損壊した場合
4. 会費および参加費を滞納し、法人から期限を定めた催告にも応じない場合

第14条(会員資格の喪失)

会員は次の各号の一つに該当する場合、会員資格を喪失します。

1. 会員資格の有効期間が終了したとき。
2. 会員本人より、所定の退会届書提出があったとき。但し、未納金を有する場合完済の後、退会とする。
3. 会員本人の死亡
4. 登録法人の解散

第4章 サービス・施設利用

第15条(本サービスの内容)

1. 自ら野菜・ハーブ等を育てたい方に、ファーム内に専用の畑を区画し利用を認めます。

2. クラブの指導員によって、畑の日常管理、耕作指導などの栽培サポートを行います。
3. クラブハウスの利用を認めます。
4. 農作業を中心とした、各種イベントを開催いたします。
5. 収穫物を年4回発送をいたします。

第16条(収穫物)

会員の専用区画からの収穫物は会員に帰属しますが、会員の都合により収穫に来られない場合は宅配便にてご指定の場所へお送りいたします。(要実費負担)

スケジュールに沿って野菜類を栽培していく関係上、期限内に収穫されない場合は、クラブ側が処分させていただきます。

また、天候不順等の事由により、不作又は収穫量の変動又は収穫できない場合もあります。

第17条(イベント等)

会員向け無料イベントを除き、各種イベント等の参加費は各自負担となります。(自由参加)

第18条(施設利用時間・休館日) クラブ施設の利用時間は原則として午前10:00～午後18:00とします。ただし、季節により変化するものとします。クラブ施設は原則として火曜日定休とさせていただきます。ただし、火曜日が祝日の場合は営業いたします。また、農地メンテナンスのため2月1日から2月末日までは全日休館とさせていただきます。

第19条(ビジター利用)

クラブが開催する特定のイベントを除き、会員以外の方がクラブ施設(ファーム及びクラブハウス)を利用する際は、1日1名あたり1,000円の利用料をお支払いいただきます。

ただし、会員との同伴以外での利用はできません。

※未成年者の利用は無料です。

第5章 付則

第20条(免責)

本サービスの運営に支障がないように努めますが、台風・地震などの自然災害に起因する事故及び動物被害や盗難による損害については責任を負いません。また栽培の成果・収穫量をお約束するものではありません。

第19条(損傷)

会員は自らの責に帰する事由により、本施設、貸与品等、クラブ所有物を損傷させた場合、直ちに当該損傷箇所を修復させるための必要費用を支払うものとします。

第20条(個人情報)

個人情報を別途ホームページ上に掲示する「個人情報保護ポリシー」に基づき、適切に取り扱うものとします。生命、身体の保護のために必要があると法人が判断した場合には、当該保護のために必要な範囲で開示、提供することがあります。

第2 1条 本規約の変更

法人は必要に応じて本規約を変更できるものとします。変更の内容または変更された本規約は、当クラブ掲示板またはホームページにて通知します。

第2 2条(クラブ施設の閉鎖・変更)

1. 法人は天変地変、著しい社会情勢の変化、及びその他やむを得ない事由が生じた場合、クラブを閉鎖することができるものとします。
2. 法人は必要に応じて、施設内容の変更を行うことが出来るものとします。

第2 3条(利用制限)

法人は下記の内容に該当する場合、予告無しに本施設の全部もしくは一部を利用制限を行う場合があります。(1)天候・災害・その他により、開館が不可能と認められる場合。(2)本施設の改修・補修・点検等、やむを得ないとき。(3)本クラブの主催する特別行事を開催するとき。(4)法令の制定・改廃・行政指導・社会情勢等やむを得ないとき。(5)経営上、必要と認められたとき。

第2 4条(責任事項)

クラブ施設内および駐車場で発生した盗難その他の事故について、クラブおよび法人は一切の責任を負わないものとします。また、会員・ビジターにおいて、本施設利用時、本施設の安全性の維持管理ないし構造上の問題、施設使用に付随する業務遂行により生じた事故以外については、本クラブは一切賠償の責を負わないものとします。

第2 5条(改正)

クラブ会員規約の改正は、法人が必要に応じて行うことが出来るものとし、その効力はすべての会員に及ぶものとします。

第2 6条(クーリングオフ)

会員は、入会申込を行った日から起算して8日以内であれば、所定の方法で(書面の提出、電子メールによる送信)会員契約を解除することができます。受領済みの会費は全額を返金いたします。

第2 7条(その他)

会員と当クラブとの間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を合意管轄裁判所とします。